

農地を借りたい人、貸したい人を募集します！

なら担い手・農地サポートセンターでは、農地の出し手（貸したい人）から農地を借り受け、受け手（借りたい人）へマッチングをしています。



「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい…」 「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい…」 または、「農業経営を拡大したいので農地を借りたい…」 「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい…」 と、考えている人は、一度相談してください。

募集期間 = 出し手（貸したい人）は常時受付。受け手（借りたい人）は、平成28年2月29日（月）まで受付

対象農地 = 農業振興地域内の農地

※借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

※借りたい人の名前・希望地区等をインターネットで公表します。受け手の公表は、11月・1月・3月の3回行います。

詳細・問合せ = 公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター（☎0744-21-5020）（農業水産課）

ペット散歩中のフンは、責任を持って後始末を！

住宅地や路上などで犬のフンが放置されている苦情が寄せられています。

近所の人の迷惑にならないよう、散歩の時には、フンを持ち帰る道具を持ち、飼い主が責任を持って後始末をしましょう。

また、放し飼いは、人にかみついたり、車道に飛び出す恐れもあり危険です。

みんなで、住みよい街になるよう、ご協力をお願いします。（環境政策課 内線571・572）



郡山城跡を美しく保つために…お城の清掃に参加しませんか！

日時 = 10月25日（日）9時30分～12時（小雨決行）

集合場所 = 郡山城跡・城址会館前（城内町）

※作業しやすい服装で参加してください。

※昼食を用意します。

問合せ = 大和郡山ライオンズクラブ（☎52-0906）・生涯学習課（内線731）

10月は「浄化槽月間」です 浄化槽の維持管理を忘れずに！

浄化槽の維持管理には保守点検・清掃・法定検査があり、法律で定期的実施することが義務づけられています。

きれいな河川を保つための「浄化槽」。点検等は忘れずに実施しましょう。

◆**保守点検**は…装置の調整・修理など、浄化槽保守点検業者に依頼してください。

問合せ = 奈良県景観・環境総合センター（☎0744-47-3805）

◆**清掃**は…浄化槽清掃業者に依頼してください。

問合せ = 衛生センター（☎56-2279）

◆**法定検査**は…適正に管理（清掃と保守点検）されているか、正常に働いているかを検査します。毎年1回の受検が義務付けられています。

問合せ = 奈良県環境保全協会（☎0745-22-5161）（衛生センター）

「野焼き」は禁止されています！

◆**廃棄物の野焼きは法律で禁止されています。（違反すると罰則があります）**

・地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶や法律で定められた基準を満たさない焼却炉での焼却行為も野焼きにあたります。

・野焼き禁止の例外規定とされた行為などであっても、周囲に迷惑のかからぬよう煙やにおい、灰の飛散などに対する注意が必要です。

※農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（焼き畑・稲わら・もみ殻・あぜ草等の焼却など）や、風俗習慣・宗教上の行事のために必要な焼却（どんと焼き・塔婆の供養焼却など）は例外規定とされています。周りに迷惑がかからないよう、できるだけ最小限にとどめるよう、お願いします。

◆**ゴミは燃やさずに…**

・家庭から出た燃えるゴミは、燃えるゴミ収集日に出すか、直接清掃センターに持ち込んでください。

・家庭の庭木や草等は、清掃センターに直接持ち込むか、自治会単位で申し込みにより春と秋の年2回収集を行っています。

・建築廃材などの産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

問合せ = 野焼きに関しては、環境政策課（571・572）へ、ゴミの収集・持ち込みに関しては、清掃センター（☎53-3463）へ